

# みんなでささえる 国保会計



## ～ よくあるご質問にお答えします ～

皆さんから寄せられるお問い合わせの中でも特に多いもののうち、「保険証」に関することや「医療費のお知らせ」などについてお答えします。

### 質問1

国保に加入していましたが、就職により会社の健康保険に入りました。国保は自動的に喪失になると思うのですが、届出はしなくてよいですか？

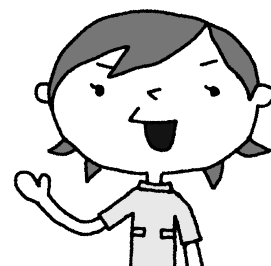
### 答え1

国保系には、他の健康保険(被用者保険)の情報は入りません。喪失の届出がなければ、加入したまま継続され、国保税もかかります。

他の健康保険(被用者保険)に加入した場合は、14日以内に国保係へ届け出てください。代理人による届出も可能です。

#### 【届出に必要なもの】

- 今までお使いの国保の保険証
- 新しい健康保険証
- 印かん



### 質問2

4月の切り替え時期になっても保険証が届かないのですが、どうしてですか？

### 答え2

国保は、毎年4月1日に保険証が切り替わり、4月の受診に間に合うように、3月下旬に新しい保険証を発送しています。

次のような場合は、保険証が届かないことがありますので、ご連絡ください。

- 住民票の住所と郵便局の転居届の住所が違っている
- 今住んでいる所は、住民票の住所ではない
- 「後期高齢者医療」の被保険者である

※後期高齢者医療の保険証は、毎年7月下旬に発送します。

### 質問3

知り合いには国保係から何か届いているみたいだけど、自分には何も届きません！

### 答え3

「医療費のお知らせ」か「ジェネリック医薬品の差額通知書」のことではありませんか？

どちらも、該当する場合にのみお送りしているもので、全員に届くものではありません。

#### ●医療費のお知らせ(2カ月に1回)

医療機関を受診した世帯に、総医療費がどのくらいかかっているかお知らせします。

#### ●ジェネリック医薬品の差額通知書(毎月)

医療機関から処方された薬を、同じ効果・効能をもつジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる方にお知らせします。

※いずれの通知も、希望しない場合は送付を止めることができますので、国保係までご連絡ください。



○お問い合わせ

【本 庁】住民課 国保係

☎43-2800(課直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3111(課直通)